

福山市肝炎ウイルス検査事業実施要領

1 目的

この要領は、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領（平成31年3月27日健肝発0327第3号）に基づき、希望者が肝炎ウイルス検査を受診しやすい体制を整備し、B型肝炎及びC型肝炎ウイルス感染者を早期に発見するとともに、感染者を早期受診・治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的に実施する。

2 対象者

福山市に住民票があり、本検査を受けることを希望する者とする。

ただし、次の者を除く。（再検査の必要性のある者については、この限りではない。）

- (1) 過去に本検査を受けたことがある者。
- (2) 医療保険各法その他の法令に基づく保健事業等のサービスにより肝炎ウイルス検査を受ける機会のある者、又は過去に受けたことのある者。
- (3) 健康増進事業（福山市肝炎ウイルス検診）の対象者。

3 肝炎ウイルス検査の実施

(1) 検査を実施する医療機関

福山市肝炎ウイルス検査実施協力医療機関（以下「実施協力医療機関」という。）において行う。

(2) 検査の内容

肝炎ウイルス検査の項目は、問診、B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査とする。

ア 問診

(ア) 実施協力医療機関は、「福山市肝炎ウイルス検査診査票」等により、検査を希望する者に対して対象者であることを確認したうえで、問診を行う。なお、肝炎ウイルス検査の実施については、受診者本人の同意を必ず得ること。

(イ) 実施協力医療機関は、検査を受ける者（以下「受診者」という。）に検査の内容、検査結果の解釈等を説明したうえで、診査票に記載させる。

イ HBs抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。

ウ HCV検査

(ア) HCV抗体検査

HCV抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群及び低力価群に適切に分類することのできるHCV抗体測定系を用いること。

(イ) HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により中力価及び低力価とされた検体に対して行うこと。

(ウ) HCV抗体の検出

HCV抗体の検出として体外診断用薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いること。本検査は、省略することができる。

(3) 検査結果の判定

いずれの検査についても、その結果の判定にあたっては、検査に携わる医師によって行われるものであること。

ア HBs抗原検査

凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定する。

ただし、HBs抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

イ HCV検査

(ア) HCV抗体検査

a HCV抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定する。

b HCV抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV核酸増幅検査を行う。

c 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定する。

(イ) HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により、中力価及び低力価とされた検体に対して、核酸増幅検査を行い、HCV-RNAの検出を行い、検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定する。

(ウ) HCV抗体の検出

HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いて、HCV抗体の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。陽性を示す場合は、HCV抗体検査を必ず行うこと。陰性を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定する。

(4) 検査結果の通知

ア 実施協力医療機関は、受診者に対して、別紙を参考として指導区分を付し、受診者に速やかに通知を行う。

HBs抗原検査において「陽性」と判定された者又はC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者については、医療機関への受診を勧奨する。

なお、広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業に同意した者については、これに則り、必要な医療機関へ紹介し保健指導を実施することとする。

HBs抗原検査において「陰性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された者については、検査結果と検査日を記録しておくことを勧奨する。

イ 検査結果の通知は、「福山市肝炎ウイルス検査診査票（本人控）」により行う。

4 受診者負担金

検査に要した費用については、検査受診者からは徴収しないこととする。

5 検査結果の報告等

- (1) 医師会に加入している実施協力医療機関は「福山市肝炎ウイルス検査診査票（福山市控）」を検査を実施した月の翌月10日までに、所属する医師会を通して福山市へ提出する。
- (2) 医師会に加入していない実施協力医療機関は「福山市肝炎ウイルス検査診査票（福山市控）」を検査を実施した月の翌月10日までに、直接福山市へ提出する。

6 関係書類の保存

受診者の関係資料は、福山市において5年間保存する。

7 個人情報及びプライバシーの保護

検査の実施及び検査結果の通知にあたり、個人情報及びプライバシーの保護について最大限の配慮をする。

附 則

この要領は2009年（平成21年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は2010年（平成22年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は2011年（平成23年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は2012年（平成24年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は2013年（平成25年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は2014年（平成26年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は2015年（平成27年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は2018年（平成30年）4月1日から施行する。

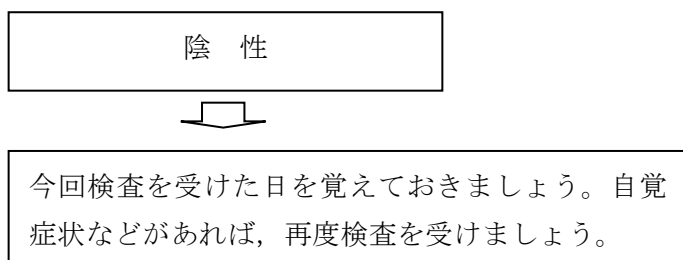
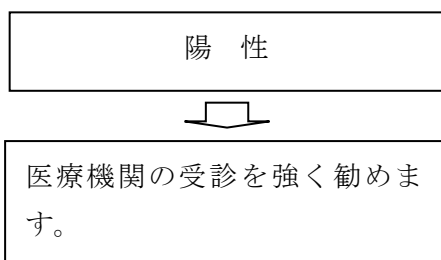
附 則

この要領は2022年（令和4年）4月1日から施行する。

別紙

【参考】

判定結果（HBs抗原検査）



判定結果（C型肝炎ウイルス検査）

結果	判定理由
「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定されました。	①
	②
「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定されました。	③
	④
	⑤

